

第142回
青森県都市計画審議会
議事録

平成29年12月13日（水）

日 時：平成29年12月13日（水） 午後2時から

場 所：青森県庁 西棟6階中会議室

出席者：会長 馬渡 龍
委員 椛沢 孝子
委員 工藤 淳子
委員 高樋 忍
委員 堀内 一穂
委員 木内 岳志（代理：畑山 元晴）
委員 津田 修一（代理：佐近 裕之）
委員 尾関 良夫（代理：早川 勤也）
委員 住友 一仁（代理：池田 英俊）
委員 野呂 日出男

以上10名出席

議 事

議案第1号 つがる都市計画道路の変更（青森県決定）について

議案第2号 鱒ヶ沢都市計画道路の変更（青森県決定）について

議案第3号 むつ都市計画道路の変更（青森県決定）について

【司会】

ただいまから、第142回青森県都市計画審議会を開会いたします。

それでは今回、第2号委員、第3号委員及び第5号委員につきましては、人事異動等に伴い、一部委員に変更がございましたので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

第1号委員は、学識経験を有する皆様でございます。

八戸工業高等専門学校産業システム工学科准教授の馬渡龍様でございます。

景観人の栢沢孝子様でございます。

一般社団法人青森県建築士会理事の工藤淳子様でございます。

青森県ビックウーマンの佐々木弘子様でございます。本日は欠席となっております。

公益社団法人青森観光コンベンション協会の高樋忍様でございます。

弘前大学大学院理工学研究科助教の堀内一穂様でございます。

続きまして、第2号委員は関係行政機関の皆様でございます。

東北農政局長の本内岳志様でございます。本日は代理として、農村計画課企画官の畑山元晴様が出席されております。

東北地方整備局長の津田修一様でございます。本日は代理として、青森河川国道事務所所長の佐近裕之様が出席されております。

東北運輸局長の尾関良夫様でございます。本日は代理として、青森運輸支局支局長の早川勤也様が出席されております。

青森県警察本部長の住友一仁様でございます。本日は代理として、交通規制課次長の池田英俊様が出席されております。

本日はご欠席されておりますが、第3号委員として青森県市長会会長の小野寺晃彦様にご就任いただいております。

こちらも本日はご欠席されておりますが、第4号委員として、青森県議会議員の森内之保留様、熊谷雄一様、岡元行人様にご就任いただいております。

続きまして、第5号委員は市町村の議会の議長を代表する方でございます。

青森県町村議会議長会会長の野呂日出男様でございます。

なお、本日の出席状況につきましては、委員15名のうち、10名が出席となっております。委員の半数以上が出席されておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは議事に移ります前に、お配りしている資料の確認を行います。

まず、1枚目は第142回青森県都市計画審議会次第、2枚目は委員名簿および出席状況、3枚目は委員席図です。次に、議案書です。次に、A3判横の参考資料です。次に、表紙が青色のパワーポイントを印字した資料です。

不足などございましたら事務局までお申し付け下さい。

本日は、青森県から付議された議案が3件ございますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

これからの会議につきましては、青森県附属機関に関する条例第6条の規定によりまして会長が会議の議長となりますので、馬渡会長に会議の進行をお願いいたします。

【馬渡会長】

はい。それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。最初に慣例によりまして、私から議事録署名委員2名を指名させていただきます。堀内委員と椛沢委員をお願いしたいと思いますのですがよろしいでしょうか。

【堀内委員、椛沢委員】

はい。

【馬渡議長】

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは議案の審議に入ります。

まず、議案第1号「つがる都市計画道路の変更（青森県決定）」及び議案第2号「鱒ヶ沢都市計画道路の変更（青森県決定）」についての2件につきましては、関連する案件ですので一括してご審議をお願い致します。それでは、議案の内容について、事務局から説明してください。

【事務局】

議案第1号「つがる都市計画道路の変更（青森県決定）について」及び議案第2号「鱒ヶ沢都市計画道路の変更（青森県決定）について」、ご説明いたします。

これらについては、路線の性格上一体性をなすことから、一括してご説明いたします。

はじめに、都市計画道路についてご説明いたしまして、その後に具体的変更について説明いたします。

まず、都市計画道路についてです。

都市計画道路とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づいて決定している道路のことです。

次に、目的とその効果です。

都市計画道路として決定することにより、事前にそのルートを示すことができ、その決定された範囲に建築制限がかかるほか、事業認可を得ることで土地の収用が可能になるなど、道路の建設を円滑に行うことができるようになります。この建築制限について、簡単に説明いたします。

これは、建築制限のイメージ図です。黒い実線が現在の道路の幅を示した線です。青い点線が都市計画道路の幅を示した線です。建築制限を受けるのは黒い実線と青い点線の間になります。

この制限区域において、基本的には建築物を建てる際は2階以下で地下を有しない建築物であり、かつ比較的容易に移転できる木造等の建築物でなければ建築することができないこととなります。

次に、建築の許可についてです。

今回、つがる都市計画区域及び鱒ヶ沢都市計画区域で決定しますが、一括して、都市計画法第53条第1項の規定による許可について、許可申請、許可の基準、許可の流れをご説明いたします。

今回、新たに都市計画道路として決定する、1・5・1号つがる鱒ヶ沢線の区域、計画地内において、建築物を建築しようとするときは、つがる市長又は鱒ヶ沢町長の許可が必要となります。

許可の基準は、階数が2階以下で、かつ、地下を有しないこと。

主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

この二つの要件を満たし、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるものになります。

次に、許可の流れは、つがる鱒ヶ沢線の区域内に建築物を建築する場合、つがる市の区域内は、つがる市建築住宅課へ申請し、つがる市長の許可を受けることとなります。

鱒ヶ沢町の区域内は、鱒ヶ沢町建設課へ申請し、鱒ヶ沢町長の許可を受けることとなります。

また、つがる鱒ヶ沢線の区域内に入っているかどうかの確認や許可申請の受付はつがる市建築住宅課及び鱒ヶ沢町建設課で行っています。

それでは、「つがる都市計画道路の変更」及び「鱒ヶ沢都市計画道路の変更」の具体的な内容についてご説明いたします。

お手元の資料のうち、議案書は1ページ、参考資料も1ページになります。

今回の変更一覧表です。新たに、自動車専用道路として、1・5・1号つがる鱒ヶ沢線が追加されます。

今回、新たに決定するつがる鱒ヶ沢線は、高規格幹線道路、津軽自動車道の整備中の鱒ヶ沢道路及び未整備区間の柏～浮田間になります。

津軽自動車道とは、東北縦貫自動車道の浪岡インターチェンジから五所川原市を通過し、日本海沿岸地域までを結ぶ計画延長約38kmの高規格幹線道路です。

つがる鱒ヶ沢線は、自動車専用道路であり、津軽自動車道の開通済区間の終点である、つがる柏インターチェンジを起点として、終点の鱒ヶ沢インターチェンジまでの約16kmとなります。

なお、津軽自動車道の都市計画決定に伴い、鱒ヶ沢インターチェンジにアクセスさせるために、3・4・1号鳴戸大和田線の一部区域の変更も併せて行います。

今回新たに決定するつがる都市計画道路つがる鱒ヶ沢線の拡大図になります。

今回新たに決定する鱒ヶ沢都市計画道路つがる鱒ヶ沢線の拡大図になります。

次に、つがる鱒ヶ沢線の整備の目的と効果についてご説明します。

まずは、地域産業の支援があげられます。

移動性の向上により、産業立地の促進や農水産物の安定輸送を支援が図られます。

また、鱒ヶ沢海水浴場や世界遺産白神山地など、観光資源が豊富に存在しており、移動時間が短縮し、観光地での滞在時間の増加や津軽半島周遊道路ネットワークの形成が期待されます。

次に、「救急医療施設」へのアクセス向上があげられます。

救急医療施設への速達性・安定性の向上により、患者への負担軽減等を通じて救急医療を支援が図られます。

次に、冬期を含めた交通環境の改善があげられます。

現道の急カーブ・急勾配の線形不良や幅員が狭い区間が存在し、また冬期は堆雪によりさらに幅員が狭まる等、速度低下が発生しております。これら隘路区間を回避し、走行の安全性の向上が図られます。

続いて、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの確保があげられます。

西北地域は昭和58年の地震・津波で甚大な被害を受け、道路も寸断された過去があります。津軽自動車道により、安全性が高く、災害に対しても強靱な緊急輸送道路が確保され、西海岸地域と県都青森市との連携を強化が期待されます。

つがる都市計画道路つがる鱒ヶ沢線、鱒ヶ沢都市計画道路つがる鱒ヶ沢線の計画概要になります。

つがる都市計画道路の計画延長は約1.3km、鱒ヶ沢都市計画道路は約4km、車線数はどちらも2車線、道路区分はどちらも第1種第3級、設計速度もどちらも80km/h、標準的な道路幅員は13.5mの自動車専用道路となっております。

次に、今回新たに決定するつがる都市計画道路つがる鱒ヶ沢線の位置図になります。

つがる都市計画道路つがる鱒ヶ沢線の総括図になります。

総括図は、都市計画決定する道路のルート、幅員、車線数、インターチェンジの位置を示しています。

津軽自動車道の開通済区間との接続箇所の起点には、つがる柏インターチェンジが設置されます。

J R五能線を越え、一般県道桑野木田南広森線との交差箇所には、仮称「木造インターチェンジ」が設置されます。

続いて、主要地方道鱒ヶ沢蟹田線との交差箇所には、仮称「浮田インターチェンジ」が設置されます。

そして、鱒ヶ沢町との市町境界までの約13kmが、つがる都市計画道路1・5・1号つがる鱒ヶ沢線のルートとなります。この図の青い破線が市町村境界となります。

本線は、国道101号と併走するルートにより、国道101号の通行止め時の代替路の確保を図り、また地域間の速達性の向上を図ったルートで計画されています。

つがる都市計画区域の都市計画図に今回のつがる鱒ヶ沢線を重ねた図になります。

赤、黄、紫などで着色された地域は、用途地域といい、市街地の土地利用が定められた地区で、住宅、商業、工業などの建物が建っている地域です。本線は、用途地域外のルートとなっており、沿道家屋等を極力回避したルートで計画されています。

今回新たに決定する鱒ヶ沢都市計画道路つがる鱒ヶ沢線と、この決定に伴い、鱒ヶ沢インターチェンジにアクセスさせるために、変更する、3・4・1号鳴戸大和田線の位置図になります。

鱒ヶ沢都市計画道路つがる鱒ヶ沢線の総括図になります。

総括図は、都市計画決定する道路のルート、幅員、車線数、インターチェンジの位置を示しています。

先ほど、ご説明しました、つがる都市計画道路つがる鱒ヶ沢線と接続する、つがる市と鱒ヶ沢町の市町境界が起点となります。

J R五能線を越え、主要地方道弘前岳鱒ヶ沢線との交差箇所には南浮田インターチェンジが設置されます。

そして、国道101号との平面交差箇所には鱒ヶ沢インターチェンジが設置されます。

この、つがる市と鱒ヶ沢町との市町境界から鱒ヶ沢インターチェンジまでの約4kmが、鱒ヶ沢都市計画道路1・5・1号つがる鱒ヶ沢線のルートとなります。青い破線が市町村境界となります。この区間は、津軽自動車道の鱒ヶ沢道路として事業中です。

本線は、国道101号と併走するルートにより、国道101号の通行止め時の代替路の確保を図り、また地域間の速達性の向上を図ったルートで計画されています。

鱒ヶ沢都市計画区域の都市計画図になります。

鱈ヶ沢都市計画道路つがる鱈ヶ沢線は、用途地域外のルートとなっており、沿道家屋等を極力回避したルートで計画されています。

また、幹線街路である国道101号（3・4・1号鳴戸大和田線）と接続することにより、地域間交通を円滑にするとともに、沿道の土地利用が図られるルートで計画されています。

鱈ヶ沢都市計画道路3・4・1号鳴戸大和田線の総括図になります。

鳴戸大和田線の平面図になります。

つがる鱈ヶ沢線の、鱈ヶ沢インターチェンジに、平面交差によりアクセスさせるために、3・4・1号鳴戸大和田線の一部区域を変更します。

変更前が黄色で、変更後が赤色です。変更前は、鳴戸大和田線がカーブ区間であった箇所を、つがる鱈ヶ沢線とまっすぐに接続させるT字交差点となるため、交差点形状に合わせ都市計画を変更します。

ここからは、上空からの写真で、地区ごとの状況をご説明します。下側には、緑色の矢印で撮影した箇所と方角を示しています。

写真には、ルートを赤線で、設置されるインターチェンジを赤の丸印で示しています。

まず、最初の写真はつがる柏インターチェンジから終点方向、つがる都市計画道路つがる鱈ヶ沢線の起点側となります。

つがる柏インターチェンジから国道101号とJR五能線の間を通過し、木造駅を過ぎてJR五能線を越えます。

仮称「木造インターチェンジ」周辺の写真となります。

JR五能線を越え、一般県道桑野木田南広森線との交差箇所には、仮称「木造インターチェンジ」が設置されます。

先ほどの写真と逆方向の写真となります。終点から起点方向の写真です。主要地方道鱈ヶ沢蟹田線との交差箇所には、仮称「浮田インターチェンジ」が設置されます。

そして、国道101号を越え、鱈ヶ沢町との市町境界までの約13kmが、つがる都市計画道路1・5・1号つがる鱈ヶ沢線のルートとなります。

続きまして、鱈ヶ沢都市計画道路つがる鱈ヶ沢線です。

起点から終点方向の写真になります。つがる市との市町境界が起点となります。JR五能線を越え、主要地方道弘前岳鱈ヶ沢線との交差箇所には南浮田インターチェンジが設置されます。

国道101号（鱈ヶ沢都市計画道路3・4・1号鳴戸大和田線）との平面交差箇所には鱈ヶ沢インターチェンジが設置されます。

鱈ヶ沢インターチェンジ周辺の写真となり、こちらが終点となります。つがる市と市町境界から、鱈ヶ沢ICまでの約4kmが、鱈ヶ沢都市計画道路1・5・1号つがる鱈ヶ沢線のルートとなります。

この区間のうち、鱒ヶ沢インターチェンジから3.4km区間が平成28年7月30日に供用開始しております。

続きまして、都市計画決定に関する議案第1号及び第2号について、手続きの状況をご説明いたします。フローチャートにありますとおり、これまで、都市計画原案の作成及び説明会を開催しております。公聴会につきましては、つがる都市計画道路については、公述人の申し出がありませんでしたので、開催をとりやめております。次に、鱒ヶ沢都市計画道路については、公述人の申し出が1名ありましたので、平成29年10月23日に公聴会を開催しております。次に、都市計画案を作成し、平成29年11月9日から11月22日にかけて縦覧及び住民意見の聴取を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。また、この都市計画案について、関係市町村の意見を聴取したところ、「異議ない」旨回答を得ております。これらの手続きを経て、本日、議案第1号及び議案第2号を青森県都市計画審議会に付議したところです。

続きまして、公聴会での公述概要をご説明します。

公聴会での公述概要とその検討結果の1点目については、「IC出口付近への対応策について」です。

一般道路直結型のインターチェンジは、道路法、道路交通法等関係法令によっても適法であり、他県等に実施例があります。

次に、鱒ヶ沢道路終点部は設計速度の変化に対応する構造となっており、道路構造令等に準拠しております。

次に、写真をご覧ください。交差点手前で制限速度40km/hまで下げるなど、規制速度を現地状況に応じて変化させるとともに、規制標識を適正に設置しております。

次に、事前予告案内板、一般道への接続案内板等十分な表示をしています。

これらの理由により、鱒ヶ沢インターチェンジ出口部分については法令・構造令、交通管理、道路管理の面からも適正に整備されていると判断しております。

続きまして、公聴会での公述概要とその検討結果の2点目です。「土地を分断される地元農業者への対応について」です。

1・5・1つがる鱒ヶ沢線（鱒ヶ沢都市計画区域内）では、農地が分断される箇所に横断ボックスカルバートや側道の整備などをある程度集約しながら、利用者の利便性の低下を招かないよう、地元市町村や農業者の理解を得ながら整備しております。

写真をご覧ください、つがる鱒ヶ沢線のうち鱒ヶ沢都市計画の区域内では、青で示した横断ボックスカルバートが合計12箇所、赤で示した側道が約2,100m整備されています。

続きまして、公聴会での公述概要とその検討結果の3点目です。「高盛土により、地域の景観が失われる。」という意見です。

写真をご覧ください。自動車専用道という道路の性格により平面交差が難しいことから、区間により一定程度の盛土高さになることもありますが、縦断勾配の適正な設定等により極力盛土高を抑え、さらに法面も緑化することで、良好な景観の維持へ配慮しています。

続きまして、公聴会での公述概要とその検討結果の4点目です。「軟弱地盤により、道路が出来ても沈下する。」という意見がありました。

地盤が軟弱な箇所については、不等沈下をおこさないよう、軟弱地盤対策を行っています。経年等の理由により道路が沈下した場合でも、道路面の舗装補修等を行い、走行性及び安全性を確保しています。

写真をご覧ください。左上の写真のように、地盤が軟弱な箇所では、土を盛ると沈下します。この沈下が、右上の写真のように、不等沈下をしますと、このように段差が生じ走行に支障があります。

このため、下の写真のように、あらかじめ計画されている地盤に盛土などで荷重をかけて沈下を促進させる工法などの軟弱地盤対策工法（プレロード）を実施しております。

先ほど説明しましたとおり、鱒ヶ沢道路の軟弱地盤を含む区間は既に、軟弱地盤対策工法を施工し、走行性及・安全性に問題無く、供用されております。

以上で、議案第1号「つがる都市計画道路の変更」及び議案第2号「鱒ヶ沢都市計画道路の変更」についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【馬渡会長】

ただいま説明のありました議案第1号及び議案第2号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

それでは、私から1つ。ボックスカルバートを12箇所設置するというのですが、大体どのくらいの間隔で設置されるのでしょうか。

【事務局】

詳しくは把握しておりませんが、4km区間の間に12箇所設置しています。農地の利用に支障がないように地元住民の方々と相談して決めております。

【馬渡会長】

わかりました。他に何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

ご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。

議案第1号及び議案第2号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【馬渡会長】

それでは、ご異議ないようですので、議案第1号及び議案第2号については原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号「むつ都市計画道路の変更（青森県決定）」について、ご審議をお願い致します。それでは、議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

まず、今回の都市計画の変更の内容を説明いたします。都市計画道路とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法にもとづいて決定された道路です。むつ都市計画道路1・5・1号むつ横浜線のうち、横浜町字太郎須田～上イタヤノ木の約1,500mの区間における区域の変更です。

この区間は、盛土し、その盛土の上に道路を構築するため、法面による高低差の処理が必要となりますが、当初の都市計画決定では、道路法面等で必要な区域が未定であったため、車道のみが都市計画決定されていました。

この度、事業実施段階で行う測量、設計により、高低差の処理に必要な道路法面等の区域が確定したことから、その区域を都市計画道路の区域に追加する変更を行います。

続きまして、今回、計画変更する都市計画道路1・5・1号むつ横浜線についてご説明します。都市計画道路名は、むつ市と横浜町を結ぶ道路ですのでむつ横浜線となります。この道路は一般的には、下北半島縦貫道路と呼ばれております。

この区間は建設中のむつ南バイパスの起点となる国道279号と国道338号の交差点から、同じく建設中の吹越バイパスの横浜吹越インターまでの約36kmの区間となります。このうち吹越バイパスは平成29年11月15日に供用開始しております、

次に、むつ横浜線の整備の目的と効果についてご説明します。

まずは、交通障害の解消があげられます。現道のアップダウン・急カーブなど線形不良や冬期の視程障害が原因で、事故が多く発生している箇所を回避し、走行の安全性が向上します。また、むつ市街地の渋滞箇所や平面踏切を回避した自動車専用道路のバイパス整備により、高速性や定時性を確保できます。

次に、地域間連携の強化があげられます。むつ横浜線を含む、県内の高速交通ネットワークの形成により、県内外地域との交流が活発化します。また広域交流拠点である青森空港、三沢空港や新幹線駅へのアクセスが強化されます。

次に、産業・観光分野の発展の支援があげられます。道路整備による移動性の向上により、産業立地の促進や農水産物の安定輸送を支援します。また移動時間が短縮することで、観光地での滞在時間が増加し消費が拡大することや、一つの観光地だけではなく、周辺の観光地もめぐる広域観光ルートの形成が期待されます。

続いて、救急医療ネットワークの向上があげられます。青森市、八戸市の高度医療施設への救急搬送時間が短縮し、重症患者を安静に搬送することが可能となります。

下北半島が抱える自然災害リスクへ対応が可能となります。平成24年の豪雪時、下北半島の幹線道路である国道279号と国道338号が全面通行止めになり、下北半島地域が一時孤立化しました。このようなリスクに対応可能となります。

また、「東日本大震災」の際、北海道からの支援物資が大間港を利用して国道279号を主経路として被災地へ輸送されており、この道路が整備されるとより強力に広域災害活動の支援が可能となります。

こちらは、むつ横浜線の計画概要になります。計画延長：36km、車線数：2車線、道路区分：第1種第3級、設計速度：80km/h、標準的な道路幅員：13.5mです。

こちらは、むつ横浜線の総括図になります。むつ市中野沢を境に、むつ市側と横浜側の2地域あります。

総括図は、都市計画決定する道路のルート、幅、車線、インターチェンジの位置を示しています。

国道279号と国道338号の交差点となる起点には、仮称「むつインターチェンジ」が設置されます。田名部川を越え、主要地方道むつ尻屋崎線との交差箇所には、仮称「むつ尻屋崎インターチェンジ」が設置されます。続いて、国道338号の交差箇所には、仮称「むつ東通インターチェンジ」が設置されます。国道279号の現道にタッチする、仮称「むつ南インターチェンジ」が設置されます。

本線は、国道279号の現道の東側の山すそを平行に南下するように計画されています。県立むつ養護学校の付近を通過し、むつ市中野沢において、仮称「中野沢インターチェンジ」が設置される予定です。

本線は、そのまま山すそを南下していき、県道泊陸奥横浜停車場線との交差箇所、道の駅よこはまが立地しているところですが、横浜インターチェンジが設置されます。

さらに南下し、吹越駅付近で、主要地方道横浜六ヶ所線を越え、平成29年度開通した吹越バイパスの横浜吹越インターチェンジと接続するルートとなっております。

今回の変更は、この青色の横浜インターチェンジが設置される「道の駅よこはま」付近の横浜町字太郎須田～上イタヤノ木の約1,500mの区間における区域の変更です。

続きまして、都市計画決定に関する議案第3号について、手続きの状況からご説明いたします。フローチャートにありますとおり、これまで、都市計画原案の作成及び説明会を開催しております。公聴会につきましては、むつ都市計画道路について、公述人の申し出がありませんでしたので、開催をとりやめております。つぎに、都市計画案を作成し、平成29年11月2日から11月15日にかけて縦覧及び住民意見の聴取を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。また、この都市計画案について、関係市町村の意見を聴取したところ、「異議ない」旨回答を得ております。これらの手続きを経て、本日、議案第3号を青森県都市計画審議会に付議したところです。

以上で、議案第3号「むつ都市計画道路の変更」についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【馬渡会長】

ただいま説明のありました議案第3号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

それではご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。議案第3号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【馬渡会長】

それでは、ご異議ないようですので、議案第3号については原案どおり決することといたします。

これで、本日の審議案件は終了いたしました。

つきましては、青森県知事に対し、「原案のとおり議決された」旨、答申することといたします。それでは、進行を司会にお返しいたします。

【司会】

皆様方には、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。これを持ちまして、第142回青森県都市計画審議会を閉会いたします。